

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

葛飾区監査委員



(写)

2 葛 監 第 9 1 号  
令和3年2月10日

葛 飾 区 長 殿  
葛 飾 区 議 会 議 長 殿  
葛 飾 区 教 育 委 員 会 殿

葛飾区監査委員	今 關	総一郎
同	遠 藤	勝 男
同	安 西	俊 一
同	上 村	やす子

令和2年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を提出いたします。

## 目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施団体	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の項目及び主な着眼点	2
第2 監査の結果（団体の個別的事項）	4
1 公益社団法人 葛飾区シルバー人材センター	4
2 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 （監査対象 西水元福祉館）	10
3 一般社団法人 葛飾区医師会	15
4 社会福祉法人 葛飾学園 （監査対象 葛飾学園小菅学童保育クラブ）	19
5 社会福祉法人 新宿会 （監査対象 新宿学童保育クラブ）	22
6 キョードー東京共同事業体 （監査対象 葛飾区文化会館・葛飾区亀有文化ホール）	26
7 住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体 （監査対象 葛飾区体育施設）	30

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

#### (1) 監査の名称

令和2年度財政援助団体等監査

#### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項

### 2 監査実施期間

令和2年9月7日（月）から令和3年2月10日（水）まで

### 3 監査の対象

令和元年度に区が補助金等を交付している財政援助団体及び指定管理者のうち7団体を監査対象とした。

#### (1) 財政援助団体

① 年額5,000万円以上の補助金を交付している団体 2団体

② 年額1,000万円以上の補助金を交付している団体 3団体

#### (2) 指定管理者

2団体

### 4 監査実施団体（対象施設）

主管部局

#### [財政援助団体]

(1) 公益社団法人 葛飾区シルバー人材センター 福祉部 高齢者支援課

(2) 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(監査対象 西水元福祉館)

福祉部 障害福祉課・障害者施設課

(3) 一般社団法人 葛飾区医師会

健康部 地域保健課

(4) 社会福祉法人 葛飾学園

(監査対象 葛飾学園小菅学童保育クラブ) 教育委員会事務局 放課後支援課

(5) 社会福祉法人 新宿会

(監査対象 新宿学童保育クラブ)

教育委員会事務局 放課後支援課

[指定管理者]

(6) キョードー東京共同事業体

(監査対象 葛飾区文化会館・葛飾区亀有文化ホール)

地域振興部 文化国際課

(7) 住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

(監査対象 葛飾区体育施設)

教育委員会事務局 生涯スポーツ課

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準に準拠し、令和元年度交付分の補助事業等に係る出納、その他の事務の執行について、主管課、財政援助団体及び指定管理者から提出された関係資料等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の項目及び主な着眼点

補助金等の出納その他の事務について、適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、以下の項目について監査を実施した。

(1) 財政援助団体に対するもの

ア 補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。

イ 補助金等は事業計画及び交付条件・目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。  
また、補助対象事業以外に流用されていないか。

ウ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。

エ 補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。また、精算返還金は適正な時期に返還されているか。

オ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

カ 補助等の効果は十分に達せられているか。

キ 自主財源の確保に努めているか。

(2) 指定管理者に対するもの

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設の管理は、協定内容に沿って適正に行われているか。

エ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

オ 事業に対する経営努力がみられるか。

カ 決算報告書に誤りはないか。

(3) 所管課に対するもの

- ア 補助金等の額の算定、交付手続及び時期は適切か。
- イ 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- ウ 団体及び公の施設の指定管理者に係る指導・監督は適切に行われているか。

## 第2 監査の結果（団体の個別的事項）

### 公益社団法人 葛飾区シルバー人材センター

#### 1 法人の概要

##### 【法人の定款が定める目的】

公益社団法人葛飾区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

#### 2 監査対象の概要

##### (1) 監査対象

令和元年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「葛飾区シルバー人材センター」の補助対象事業を監査の対象とした。

##### (2) 施設概要

ア 開設年月日	昭和54年10月24日（葛飾区高齢者事業団として開設）
イ 所在地	葛飾区立石五丁目11番16号
ウ 所有関係	公益財団法人 献血供給事業団との賃貸借契約
エ 敷地面積	320.79㎡
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建て
カ 延床面積	406.83㎡

##### (3) 施設職員（令和2年3月31日現在）

代表理事 2人（2人） 常務理事 1人 理事 12人（12人）

監事 2人（2人） 職員 11人

（ ）内人数は非常勤を再掲

##### (4) 事業概要

センターの第2次長期計画「かつしかシルバーオーロラ計画Ⅱ（平成28年度から令和2年度）」の基本理念である「自主・自立・共働・共助の推進」を踏まえた重点課題の「会員の増強」「地域貢献活動の推進」「就業者の拡大」について積極的に取り組んだ。

#### ア 会員増強の取組

##### (ア) 広報活動の充実

広報かつしかにセンターのPR紙「シルバーカラー」を年3回折り込み、会員の募集を行ったほか、入会説明会を15回開催、うち2回は女性限定で行った。

また、区ホームページへのバナー広告、かつしかエフエムのスポット放送、産業フェアへの出展、かつしかさくら祭りなどに参加しPRちらしを配布するなど、センターの事業紹介や入会案内を行った。



会員向けには、年4回発行している会報「なかま」及び年2回程度発行している情報誌「かつしかシルバー情報」（いずれも全会員に発行）により最新情報の提供や意識啓発を行った。

(イ) 他区市のセンター活動等の研究

東京しごと財団や江東4区のシルバー人材センターとの情報交換を実施したほか、他市からの視察を受入れ、意見交換を行った。

(ウ) 会員数

会員数は2,829人で、男性1,952人(69.0%)、女性877人(31.0%)、平均年齢は75.8歳、最高齢は99歳である。

また、年間入会者は349人で、入会の主な理由は、「経済的理由」「生きがい・社会参加」である。退会者は367人で、退会の主な理由は、「病気」「加齢」によるもので、会員数は昨年と比べ18人減少している。

イ 地域貢献活動の推進

(ア) 地域におけるボランティア活動

駅周辺の美化清掃活動(延べ60人)や高齢者介護施設への訪問活動(延べ108人)などの活動を行った。

(イ) 地域ニーズへの対応

センターの会員を派遣し、一時的な家事援助として、掃除機がけやごみ出しなど、継続性のない一人のできる軽易な作業を行う「シルバーご近助隊」事業助成を継続した。

(ウ) 区連絡会への参画

区が設置した「かつしか地域支えあい連絡会」に参画し、高齢者の社会参加や介護予防等を進めるための情報発信、情報共有、関係機関との連携強化に努めた。

ウ 就業者の拡大

(ア) 就業状況及び配分金

就業実人数は、2,249人、男性1,556人(69.2%)、女性693人(30.8%)となっている。

また、就業会員への配分金総額は、13億7,205万円で前年度比562万円の減となっている。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、センター業務が減少したことなどによる。

(イ) 受注の拡大

高齢者総合相談センター区内14か所の窓口での家事援助サービスPRチラシの配布、センター理事と就業先拡充委員による大口発注者等への発注継続・拡大要請活動を行った。

(ウ) 高齢者の就業に関する調査・研究

労働者派遣事業など高齢者の就業に関する国や都、区の施策について情報収集するとともに、「葛飾区地域雇用問題連絡会」に参画し、商工団体や関連機関と連携し会員の就

業促進に努めた。

(エ) 就業率の向上

会員向けに以下のような取組を行った。

- ・未就業者の就業促進のための相談会
- ・新入会員の就業促進
- ・就業職群別講習会として「刃物研ぎ講習会」の開催
- ・接遇研修会
- ・東京しごと財団主催の講習会への参加呼びかけ等

エ その他

(ア) 契約状況

受託件数は、9,834件で、前年比491件の減となっており、そのうち民間からの受託は、9,474件で96.3%を占めている。

また、契約金額は、15億6,488万円で、前年比2,404万円の増となっており、そのうち公共からの契約が11億2,494万円で71.9%を占めている。

(イ) 安全意識の向上

会員の安全就業の推進のため、推進委員等が就業現場を訪問し、就業環境や就業状況の把握・指導を行うとともに、自転車安全講習会、体力測定会などを実施した。

(ウ) 親睦活動等

日帰り研修親睦旅行、ウォーキング事業、文化活動などを実施し会員相互の連携と親睦を図った。

## (5) 葛飾区シルバー人材センターの収支状況 (令和元年度)

(単位：円) 表1

収入の部		支出の部	
経常収支			
事業収入		事業費支出	
受託事業収入	1,097,447,102	受託事業費支出	998,660,161
配分金収入	985,447,754	配分金支出	985,447,754
材料費等収入	13,921,131	材料費等支出	13,212,407
事務費収入	98,078,217	自転車駐車場事業費支出	449,090,035
自転車駐車場等管理委託事業収入	467,432,289	配分金支出	386,599,023
使用料収入	467,432,289	材料費等支出	62,491,012
会費収入	6,041,000	普及啓発事業費支出	11,183,680
正会員会費収入	6,030,000	研修・講習事業費支出	1,481,022
ゴールド会員会費収入	11,000	就業開拓提供事業費支出	45,301,856
補助金等収入	87,710,612	臨時雇賃金支出	12,260,337
連合交付金収入	6,886,000	保険料支出	8,736,540
区補助金収入	<b>80,824,612</b>	消耗品費支出ほか	24,304,979
特定資産運用収入	1,766	調査研究費支出	285,700
特定資産利息収入	1,766	安全就業等推進事業費支出	5,105,419
雑収入	488	ボランティア事業費支出	171,053
受取利息収入	18	人件費支出	61,324,541
雑収入	470	事業運営費支出	61,019,888
		管理費支出	13,229,091
		人件費支出	5,696,799
		管理運営費支出	7,532,292
事業活動収入計	1,658,633,257	事業活動支出計	1,646,852,446
経常外収支			
過年度収益修正		過年度損失修正	
		区補助金返還	0
貸倒引当金戻入	102,408		
経常経費外収入計	102,408	経常経費外支出計	0
前期繰越額	187,458,083		
収入合計	1,846,193,748	支出合計	1,646,852,446

次期繰越額 199,341,302円

## (6) 監査対象補助

補助金算定表

(単位：円)

表 2

科 目		公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計		
給料手当	職員基本給	31,260,607	406,000			
	職員特別手当（賞与）	12,469,866	137,786			
	職員諸手当	10,024,013	124,000			
法定福利費	職員	10,806,355	119,000			
	事務局 補助職員	0	0			
	作業所 補助職員	6,000	0			
福利厚生費	職員	369,890	4,000			
退職給付費用	職員退職給与引当金繰入	1,272,973	14,000			
	中小企業退職金共済掛金	879,750	9,720			
臨時雇賃金	事務局 補助職員	732,000	0			
	作業所 補助職員	2,440,000	0			
賃借料		925,000	61,000			
委託費		644,000	0			
事業費（計）		71,830,454	875,506			
給料手当	職員基本給				3,454,243	
	職員特別手当（賞与）				1,171,200	
	職員諸手当				1,071,356	
法定福利費	職員				1,014,928	
	事務局 補助職員				10,000	
福利厚生費	職員				34,735	
退職給付費用	職員退職給与引当金繰入			119,570		
	中小企業退職金共済掛金			82,620		
臨時雇賃金	事務局 補助職員			370,000		
	作業所 補助職員			0		
賃借料				790,000		
委託費				0		
管理費（計）				8,118,652		
合 計				80,824,612		

## ア 事業費

(ア) 表2の給料手当に係る区補助金は、公益目的事業会計と収益事業等会計の合計54,422,272円で表1の事業費支出の人件費支出61,324,541の一部に算入されている。

(イ) 以下の区補助金については、表1の事業費支出の事業運営費支出61,019,888円の一部に算入されている。

法定福利費	10,931,355円
退職給付費用	2,176,443円
臨時雇賃金	3,172,000円
委託費等	2,003,890円
計	18,283,688円

(ア)+(イ)の合計 72,705,960円

## イ 管理費

(ア) 表2の給料手当に係る区補助金は、法人会計の合計5,696,799円で表1の管理費支出の人件費支出の全額に算入されている。

(イ) 以下の区補助金については、表1の管理費支出の管理運営費支出7,532,292円の一部に算入されている。

法定福利費	1,024,928円
退職給付費用	202,190円
臨時雇賃金	370,000円
賃借料等	824,735円
計	2,421,853円

(ア)+(イ)の合計 8,118,652円

ウ 区補助金総計 アの合計 + イの合計 80,824,612円

## 3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類、各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会  
(監査対象 西水元福祉館)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業（抜粋）を行う。

第一種社会福祉事業

- ・ 障害者支援施設の経営

第二種社会福祉事業

- ・ 知的障害者の更生相談に応じる事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 地域活動支援センターの経営
- ・ 放課後児童健全育成事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和元年度に葛飾区から補助金の交付を受けた障害福祉サービス多機能型事業所「西水元福祉館」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者の人権を尊重し、自立、自己実現、社会参加を促進するとともに、利用者の主体性や個性、その人らしさを重視し充実した地域生活を提供していくこと等を基本理念として、心身に障害のある方の働く場・生活訓練の場・ふれあいの場の機能を併せ持つ施設として運営していくことを目的とする。

(3) 施設概要

- |         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| ア 開設年月日 | 平成8年4月1日（区からの移管年月日 平成16年4月1日）                           |
| イ 所在地   | 葛飾区西水元三丁目11番1号                                          |
| ウ 所有関係  | 葛飾区の行政財産である土地は「基本事項覚書」により無償使用、葛飾区の普通財産である建物は無償貸付契約により貸与 |
| エ 敷地面積  | 3,045.43㎡（ハーブ園1,300㎡を含む）                                |
| オ 建物の構造 | 鉄骨造2階建て                                                 |
| カ 延床面積  | 1,684.99㎡                                               |
| キ 併設施設  | 幸田集い交流館                                                 |

(4) 施設職員（令和2年3月31日現在）

施設長（管理者）1人 主任指導員（サービス管理責任者）1人  
事務員2人（1人） 生活支援員21人（10人） 職業指導員6人（4人）  
目標工賃達成指導員1人（1人） 看護師1人（1人） 栄養士1人（1人）  
夜勤パートタイマー4人（4人） 清掃員（障害者雇用）1人（1人）  
嘱託医2人（2人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要（令和2年3月31日現在）

ア 開所日 月曜日から金曜日まで

イ 開所時間 午前8時30分から午後5時30分まで

ウ 就労継続支援B型事業 定員40人（現員37人）

平均工賃支給額 月額12,424円（目標15,000円）

事業内容（年間収入は生活介護事業分を含む）

受注作業 学習教材の封入作業、玩具や文房具用品の袋詰め、タオル・ハンカチの  
値札付け等 (年間収入) 1,472,146円

公園清掃 東水元みどり公園、東水元公園、水元スポーツセンター公園、いづか  
公園の清掃受託 (年間収入) 4,113,841円

製菓・製茶、名刺印刷、喫茶（自販機）、チラシ配り、紙漉き、園芸ほか  
(年間収入) 3,150,666円

利用者の性別・年齢構成

（単位：人）

性別\年齢	20未満	20-29	30-39	40-49	50以上	計	最高齢	最年少
男性	0	4	5	10	2	21	51歳	26歳
女性	0	4	3	5	4	16	62歳	24歳
計	0	8	8	15	6	37	—	—
割合	0.0%	21.6%	21.6%	40.5%	16.2%			

利用者の障害支援区分

（単位：人）

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
人数	0	0	5	17	10	5	0

エ 生活介護事業 定員20人（現員26人）

平均工賃支給額 月額3,579円

活動内容

受注作業（ワークトレーニング） 就労継続支援B型との連携により、教材の袋詰め、衣料品の値札付け等と、ワークトレーニングとして袋入れ等を提供

園芸 ハーブ園の管理、加工製品の材料としてのハーブの収穫・販売。収穫し

た野菜やハーブポプリを利用者・家族向けに販売  
 創作活動 季節感のある塗り絵や折り紙を製作し、訓練室に展示  
 足浴・オイルマッサージ アロマオイル、足浴器を使用して手足のマッサージを行  
 い、心身のリフレッシュを図る機会を提供

利用者の性別・年齢構成 (単位：人)

性別\年齢	20未満	20-29	30-39	40-49	50以上	計	最高齢	最年少
男性	0	6	1	3	4	14	63歳	23歳
女性	0	6	1	5	0	12	47歳	20歳
計	0	12	2	8	4	26	—	—
割合	0.0%	46.2%	7.7%	30.8%	15.4%			

利用者の障害支援区分 (単位：人)

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
人数	0	0	0	0	7	12	7

#### オ 就労支援事業

##### ① 実習の状況

葛飾区障害者就労支援センターとの連携により、中間的就労の場(ウェルピアかつしか、公共施設内にある喫茶店舗等)での実習を通して、利用者の就労に対する意識向上を支援した。

##### ② 実習の実績

5月・7月・11月 カフェ cha!cha!cha!において1名が各月7日～8日実施

6月・10月・12月・2月 ウェルピアかつしかにおいて1名が各月1日実施

#### カ 短期入所事業 定員4人(契約者178人)

① 開所日数 285日

② 延利用者数 1,629人(成人1,617人、児童12人)

#### キ 地域開放事業(2階コミュニケーションルーム) 利用実績

① 休日(土・日・祝日) 47件

② 平日夜間 66件



## (6) 西水元福祉館の収支状況 (令和元年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	8,736,653	人件費支出	141,470,603
障害福祉サービス等事業収入	215,537,559	職員給料支出	59,099,030
自立支援給付費収入	157,339,281	職員賞与支出	21,399,728
利用者負担金収入	4,489	非常勤職員給与支出	40,596,451
特定費用収入	4,281,160	退職給付支出	3,015,300
補助金事業収入	53,912,629	法定福利費支出	17,360,094
葛飾区補助金	53,692,629	事業費支出	20,648,332
障害者通所施設負担軽減経費補助金	9,530,008	給食費支出	5,930,572
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	17,727,000	保健衛生費支出	196,568
障害者福祉館等施設運営補助金	23,783,621	教養娯楽費支出	2,051,350
通所施設就労支援事業補助金	2,652,000	本人支給金支出	1,012,040
葛飾区社会福祉協議会補助金	70,000	水道光熱費支出	4,493,397
東京善意銀行(東京都社会福祉協議会)	150,000	消耗器具備品費支出	1,973,591
その他の収入	402,135	保険料支出	815,750
受入研修費収入	38,085	賃借料ほか支出	4,175,064
雑収入	364,050	事務費支出	38,246,001
		福利厚生費・旅費交通費・研修研究費支出	1,035,078
		修繕費支出	1,657,132
		業務委託費支出	28,448,179
		手数料支出	1,900,592
		保守料支出	2,188,067
		事務消耗品費ほか支出	3,016,953
		就労支援事業支出	8,736,653
		就労支援事業販売原価支出	8,088,541
		就労支援事業販管費支出	648,112
事業活動収入計(1)	224,676,347	事業活動支出計(2)	209,101,589
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)			15,574,758
施設整備等による収支			
		ファイナンス・リース債務の返済支出	286,416
施設整備等収入計(4)	0	施設整備等支出計(5)	286,416
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)			△ 286,416
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入	683,100	積立資産支出	11,201,469
退職給付引当資産取崩収入	683,100	退職給付引当資産支出	1,001,880
		修繕積立資産支出	3,900,000
		備品等購入積立資産支出	6,299,589
		拠点区分間繰入金支出	2,530,117
		その他の活動による支出	1,194,436
その他の活動収入計(7)	683,100	その他の活動支出計(8)	14,926,022
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)			△ 14,242,922
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)			1,045,420

## (7) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、令和元年度において、次のとおり西水元福祉館に対して補助金を交付した。

### ア 障害者通所施設負担軽減経費補助金

「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用料日額払減額分補助として5,219,242円、利用者食費補助として4,310,766円の計9,530,008円を交付した。

### イ 民間障害者通所施設サービス推進費補助金

「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として11,645,000円、メニュー選択式加算分として4,176,000円、障害者等雇用加算分1,306,000円、福祉サービス第三者評価の受審経費補助分600,000円の計17,727,000円を交付した。

### ウ 障害者福祉館等施設運営費補助金

「障害者福祉館等施設運営補助要綱」に基づき、施設運営補助分として13,911,000円、通所バス運行経費補助分として9,838,490円、地域開放事業補助分として34,131円の計23,783,621円を交付した。

### エ 障害者通所施設就労支援事業補助金

「葛飾区障害者通所施設就労支援事業補助要綱」に基づき、就労支援を行う指導員に係る人件費・交通費・社会保険料等事業主負担分、就労支援に要した職員出張旅費に対する補助金として2,652,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、53,692,629円である。

## 3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

ただし、補助金の交付金額に影響する誤りではないが、財務諸表のうちの「資金収支内訳書」について、「修繕費積立資産支出」と「備品購入費積立資産支出」の額が入れ違って記載されていた。

決算書類の作成にあたっては、誤りのないよう特段の注意を払われたい。

## 1 法人の概要

### 【法人の定款が定める目的】

一般社団法人葛飾区医師会は、医道を昂揚し、医学医術の研磨と、公衆衛生の普及・向上、地域住民の健康と社会福祉の増進を図ることを目的として次の事業を行う。

- ・医道の昂揚に関する事項
- ・医学の振興に関する事項
- ・医師の学術向上・生涯教育に関する事項
- ・公衆衛生に関する事項
- ・学校保健に関する事項
- ・地域医療に関する事項
- ・社会保障医療に関する事項
- ・医療経営改善、合理化及び会員の福祉増進に関する事項
- ・会誌、出版、広報に関する事項
- ・労働保険の保険料徴収等に関する法律に基づく労働保険事務組合に関する労働保険事務
- ・葛飾区医師会附属看護専門学校の設置運営に関する事項
- ・介護保険法に基づく諸事業
- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護等事業
- ・その他本会の目的達成上必要な事項

## 2 監査対象の概要

### (1) 監査対象

令和元年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「葛飾区医師会」の在宅療養推進事業等を監査の対象とした。

### (2) 施設概要

ア 開設年月日	昭和22年11月28日
イ 所在地	葛飾区立石五丁目15番12号
ウ 所有関係	葛飾区医師会所有
エ 建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建て
オ 延床面積	1,488.71㎡

### (3) 法人職員（令和2年3月31日現在）

会長 1人 副会長 4人 理事 14人 監事 2人 評議員 40人  
職員 59人（21人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

### (4) 事業概要

区民の健康の向上と、地域医療への貢献のため以下の事業を行っている。

ア 休日・夜間診療

立石休日応急診療所（医師会館内）と金町休日応急診療所（金町地区センター内）で休日・土曜日の応急診療を行っている。また、平日夜間こどもクリニックとして応急診療を行っている。

イ 検（健）診事業（区と協力、委託事業として）

成人、学童、園児及び乳幼児に対する検（健）診をそれぞれ行っている。

ウ 感染症情報

区内で発生した感染症について、集計結果を毎週公表している。

エ かかりつけ医推進事業

かかりつけ医の紹介を行い、また主治医不在時の連携を確保している。

オ 在宅難病患者訪問診療事業

東京都医師会の在宅訪問患者訪問診療事業に協力している。

カ 病診連携事業

病院と診療所の連携を密にし、高度な医療と身近な医療の提供に努めている。

キ 災害時医療救護活動

災害時に迅速かつ的確な医療が確保できるように、平素から体制を整えている。

ク 介護保険関連事業

訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所を運営し、在宅療養者の看護、介護の支援を行っている。

ケ 看護専門学校

看護師、准看護師の養成を行ない、区内の看護の向上に努めている。

コ 学術講演会

常に最新、最良の医療を提供できるように、会員及び区民向けに生涯教育を実施している。

## (5) 葛飾区医師会の収支状況 (令和元年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
経常経費			
入会金収入	10,750,000	事業費・管理費支出	1,458,913,151
会費収入	38,649,100	役員報酬支出	24,585,000
事業収入	1,188,287,091	給与手当支出	298,481,742
受託事業収入	875,144,471	退職給付費支出	13,845,091
看護学校事業収入	127,982,000	法定福利費支出	41,394,012
介護保険関連事業等収入	185,160,620	通信運搬費支出	16,982,302
補助金収入	53,835,883	会議費支出	23,307,893
区補助金収入	20,853,283	保守費支出	12,142,166
区在宅療養推進事業補助金収入	17,943,000	賃借料支出	24,187,288
看護師養成所研究・研修事業補助金等収入	2,910,283	諸謝金支出	183,054,379
東京都ほか補助金収入	32,982,600	がん検診費支出	31,697,239
休日応急診療所委託料等収入	152,464,399	学校園検診費支出	81,824,368
手数料収入	15,009,374	委託費支出	536,837,275
その他雑収入	8,744,521	材料費支出	11,912,189
		講義・演習費支出	25,151,740
		その他雑支出	133,510,467
経常経費収入計(1)	1,467,740,368	経常経費支出計(2)	1,458,913,151
当期経常経費増減額(3) = (1) - (2)			8,827,217
経常外経費			
		法人税、住民税及び事業税(4)	70,000
当期財産増減額(5) = (3) - (4)			8,757,217
財産期首残高(6)	2,205,603,865		
財産期末残高(7) = (5) + (6)			2,214,361,082

## (6) 監査対象補助

## ア 区在宅療養推進事業補助金収入

葛飾区は「葛飾区在宅療養推進事業補助金交付要綱」に基づき、葛飾区医師会の在宅療養患者・高齢者搬送支援事業及び医療連携コーディネート体制整備に関する支援のため、令和元年度に事業費の一部に充てる補助金を交付した。

(ア) 在宅療養患者・高齢者搬送支援事業

救急救命士賃金（８名）	23,491,821円
コールセンター電話料	338,967円
合計	23,830,788円

（要綱により補助金額の上限は10,000,000円）

(イ) 医療連携コーディネート体制整備

医療連携コーディネーター給与	7,752,970円
旅費交通費	7,226円
消耗品費等	144,540円
携帯電話、FAX使用料	39,209円
合計	7,943,945円

（要綱により千円未満切り捨て7,943,000円）

ア+イの総計 17,943,000円

イ 看護師養成所研究・研修事業補助金等収入

看護師養成所研究・研修事業補助金	2,000,000円
感染症サーベイランス定点観測補助金	520,283円
糖尿病アクションプラン事業補助金	264,000円
葛飾区職員インフルエンザ予防接種補助金	126,000円
合計	2,910,283円

ウ 区補助金総計 20,853,283円

### 3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、正味財産増減計算書、各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 葛飾学園  
(監査対象 葛飾学園小菅学童保育クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人葛飾学園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるようキリスト教精神に基づき支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

- ・軽費老人ホームの運営

第二種社会福祉事業

- ・保育所の経営
- ・放課後児童健全育成事業の経営
- ・老人デイサービスセンターの経営
- ・老人居宅介護等事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和元年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「葛飾学園小菅学童保育クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

本クラブは、保護者の就労・病気等により下校後の家庭保育・監護に欠ける児童の知的・精神的・身体的発育を助け、神と人々に愛される人間へと一人一人が成長することを願い祈り、保育の目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成16年4月1日
イ 所在地	葛飾区小菅三丁目6番1号
ウ 所有関係	賃借
エ 建物の構造	鉄筋コンクリート造9階建て 保育室 1階部分
オ 保育室面積	121.24㎡

(4) 施設職員（令和2年3月31日現在）

指導員 5人（1人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日～土曜日	
開所時間	月曜日～金曜日	下校時から午後6時 (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時
	学校休業日	午前8時30分から午後6時 (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位：人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	34	33	33	33	33	33	34	34	34	34	34	33	402
2 年	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26	26	317
3 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	61	60	60	60	60	59	60	60	60	60	60	59	719

ウ 使用料等

使用料	1 か月	4,000円
間食費	1 か月	2,000円
教材費	1 か月	300円
延長保育料	1 か月 臨時1回	1,000円 600円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。



(6) 葛飾学園小菅学童保育クラブの収支状況（令和元年度）

収入の部		支出の部	
区補助金	18,272,102	人件費	14,117,473
私立学童保育事業補助金	18,272,102	間食費	1,333,455
利用者負担金収入	4,586,977	教材費	311,935
使用料	2,792,000	保険料	64,490
その他	1,794,977	消耗品費	102,233
間食費助成	46,000	光熱水費	598,386
その他の収入	35,556	土地・建物賃借料	1,985,635
		事務委託費	2,400,000
		その他	1,783,578
前期末支払資金残高	301,437		
収入計	23,242,072	支出計	22,697,185
		当期末支払資金残高	544,887

(7) 監査対象補助

葛飾区私立学童保育事業補助金

葛飾区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、上記法人が経営する学童保育クラブ全11か所分に対して、令和元年度分として、148,001,234円を交付した。そのうち18,272,102円が法人から葛飾学園小菅学童保育クラブに配当された。

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、授業終了後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

意見・要望事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、実績報告書に添付された収入・支出決算書抄本の数値と会計帳簿の数値が一部一致していなかった。収支内容について精査した結果、各会計帳簿や決算書抄本の数値の記入誤りによるものであることが確認された。

法人に交付する補助金の額に影響はなかったが、会計処理、申請書及び実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。

なお、所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

社会福祉法人 新宿会  
(監査対象 新宿学童保育クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人新宿会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 一時預かり事業の経営
- ・ 地域子育て支援拠点事業の経営
- ・ 放課後児童健全育成事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和元年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「新宿学童保育クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

本クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の子どもに対し授業終了後に、放課後の生活の拠点として安心してくつろげる場を提供し、その健全な育成を図り、支援することを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成26年4月1日
イ 所在地	葛飾区新宿二丁目26番2号(新宿小学校敷地内)
ウ 所有関係	葛飾区が無償貸付
エ 建物の構造	鉄骨造平屋建て
オ 保育室面積	106.07㎡

(4) 施設職員(令和2年3月31日現在)

指導員 4人(2人)

( ) 内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日～土曜日	
開所時間	月曜日～金曜日	下校時から午後6時 (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時 (延長) 午後7時まで
	学校休業日	午前8時30分から午後6時 (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位：人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	29	29	29	29	29	28	28	27	27	27	27	24	333
2 年	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	288
3 年	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
4年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	61	61	61	61	61	60	60	59	59	59	59	56	717

ウ 使用料等

使用料	1 か月	4,000円
間食費	1 か月	2,000円
教材費	1 か月	300円
延長保育料	1 か月 臨時1回	1,000円 500円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。

## (6) 新宿学童保育クラブの収支状況（令和元年度）

(単位：円)

収入の部		支出の部	
区補助金	18,362,860	人件費	20,196,463
私立学童保育事業補助金	13,057,360	間食費	1,092,135
放課後子ども総合プラン補助金	5,305,500	教材費	627,370
利用者負担金収入	4,549,250	保険料	70,920
使用料	2,580,000	賃借料	491,816
その他	1,969,250	修繕費	11,092
間食費助成	120,000	消耗品費	620,798
その他の収入	46,115	光熱水費	402,964
繰入金	800,000	通信費	274,515
		その他	131,820
前期末支払資金残高	471,249		
収入計	24,349,474	支出計	23,919,893
		当期末支払資金残高	429,581

## (7) 監査対象補助

## ア 葛飾区私立学童保育事業補助金

区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、上記法人が経営する学童保育クラブ3か所に対する令和元年度分補助金として、当初、35,444,640円を交付した。そのうち、13,057,360円が法人から新宿学童保育クラブに配当された。その後、令和2年5月に令和元年度分として区は補助金111,600円(A)を追加交付した。法人は、この追加交付補助金を次年度会計で処理している。

## イ 葛飾区放課後子ども総合プラン補助金

区は、「葛飾区放課後子ども総合プラン補助金交付要綱」に基づき、事業に必要な経費に充てる補助金として、当初、5,305,500円を新宿学童保育クラブに交付した。その後、令和2年5月に令和元年度分として区は補助金958,362円(B)を追加交付した。法人は、この追加交付補助金を次年度会計で処理している。ただし、この追加交付した補助金については、法人が区に提出した実績報告書に誤りがあったことから、2,150円(C)の減額が発生し、これについては区へ返還される予定である。

なお、令和元年度の区補助金の総額は、19,430,672円である。

収支状況の区補助金      区補助金総額                      (A)                      (B)                      (C)  
 18,362,860円 = 19,430,672円 - 111,600円 - 958,362円 + 2,150円

### 3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、授業終了後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

#### 指摘事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を本監査で確認したところ、放課後子ども総合プラン実績報告書の夏季使用料と夏季教材費の保護者負担額に誤りがあったことから補助確定額が減額され、2,150円の返還が生じた。

保護者が納付した使用料などの会計処理、実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。

なお、所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

キョードー東京共同事業体  
(監査対象 葛飾区文化会館・葛飾区亀有文化ホール)

1 監査対象の概要

(1) 施設

文化会館及び亀有文化ホール

(2) 指定管理者

キョードー東京共同事業体

構成員 (代表者) 株式会社キョードー東京

構成員 株式会社シミズオクト

構成員 株式会社トウシヨク

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (3期・11年目)

(4) 指定管理業務等

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項、葛飾区文化会館条例第3条の2及び葛飾区亀有文化ホール条例第3条の2の規定に基づき、文化会館及び亀有文化ホールの管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

運営方針策定業務、スタッフ育成業務等

イ 施設の維持管理業務

建物・設備保守管理業務、備品管理業務、修繕業務等

ウ 施設の運営業務

運営管理業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務、清掃業務等

エ 文化振興事業及び国際交流事業に関する業務

(5) 所管課

地域振興部文化国際課

2 管理運用状況の概要

(1) ホールの稼働率

	モーツァルトホール	アイリスホール	リリオホール
令和元年度	64.9%	69.4%	68.9%
平成30年度	72.4%	68.6%	69.1%
差 引	△7.5ポイント	0.8ポイント	△0.2ポイント

## (2) 鑑賞事業

	モーツァルトホール	アイリスホール	リリオホール	合 計
令和元年度	29事業	15事業	23事業	67事業
平成30年度	33事業	13事業	26事業	72事業
差 引	△4事業	2事業	△3事業	△5事業

令和元年度は、74事業を予定していたが、台風19号に起因する臨時休館や新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、7事業を休止した。

## (3) レストラン・カフェの利用者数

	レストラン	カフェ	合 計
令和元年度	14,483人	14,723人	29,206人
平成30年度	16,745人	16,551人	33,296人
差 引	△2,262人	△1,828人	△4,090人
増減率	△13.5%	△11.0%	△12.3%

レストランの利用者数は、過去3年間は減少傾向にある。

## (4) 文化芸術創造事業

「シンフォニーヒルズ少年少女合唱団」の育成や支援団体の「葛飾吹奏楽団」「葛飾フィルハーモニー管弦楽団」の活動支援のほか、116作品の応募があった「第4回かつしか文学賞」や区内9地域での「地域コンサート」を実施した。また、「展示事業」は、「第28回葛飾の美術展」などを開催した。区民参加型事業は、「かつしか文学賞」の認知度向上と応募促進を目的にした「かつしか小説工房」などを開催した。

## (5) 国際交流事業

友好都市交流事業は、平成27年度に姉妹都市提携をした大韓民国ソウル特別市麻浦区をはじめ4都市との間で訪問団受け入れ等の5事業を実施した。また、多文化理解講座は、東京理科大学と協働した「子ども国際交流クラブ 留学生といっしょ!東京理科大学キャンパスツアー」や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組である「葛飾へようこそ!英語deおもてなしガイド【柴又編】」など11事業を実施した。

## 3 指定管理料の支払等

### (1) 指定管理料等

葛飾区は、令和元年度分の指定管理料等として、次のとおり607,867,203円を指定管理者に対し支払った。

ア 指定管理料等	573,416,884円
同 返還金	△1,460,000円
イ 利用料金減免補填金	14,758,650円

ウ 施設修繕費貸付金	24,956,000円
同 精算による返還金	△51円
エ 指定管理者からの還元金	△3,804,280円
差引支払合計金額	607,867,203円

なお、上記エの指定管理者からの還元金は、葛飾区文化施設の管理に関する基本協定書19条の規定及び葛飾区文化施設の管理に関する年度協定(平成31年度)(以下「年度協定」という。)第6条の規定に基づき、次のとおり算定されている。

①施設管理運営収入還元分

単位：円

収入見込額	(A)	225,162,000
収入実績額	(B)	228,113,983
収入実績額と収入見込額の差額 [ (B) - (A) ]	(C)	2,951,983
施設管理運営収入の区への還元額 [ (C) × 20% ]	(D)	590,396

②文化振興事業収入還元分

単位：円

収入見込額(注)	(E)	126,390,500
収入実績額	(F)	158,513,844
収入実績額と収入見込額の差額 [ (F) - (E) ]	(G)	32,123,344
文化振興事業収入の区への還元額 [ (G) × 10% ]	(H)	3,212,334

③国際交流事業収入還元分

単位：円

収入見込額(注)	(I)	1,110,000
収入実績額	(J)	1,125,500
収入実績額と収入見込額の差額 [ (J) - (I) ]	(K)	15,500
国際交流事業収入の区への還元額 [ (K) × 10% ]	(L)	1,550

単位：円

還元額合計 [ (D) + (H) + (L) ]	3,804,280
---------------------------	-----------

(注) 年度協定第6条の規定に基づいた収入見込額から新型コロナウイルス対策等により中止となった事業の収入見込額を差し引いた額



## (2) 損益計算書 (令和元年度)

(単位：円)

区分	施設運営管理金額		レストラン金額		合計金額	
売上高						
施設売上	237,743,552					
事業売上	159,639,344					
委託料	548,552,632					
売上高計		945,935,528	70,959,480	70,959,480		1,016,895,008
売上原価						
事業支出	326,229,303	326,229,303	28,552,908	28,552,908		354,782,211
売上総利益		619,706,225		42,406,572		662,112,797
一般管理費						
業務委託費	50,554,474		0		50,554,474	
人件費	329,502,307		33,783,536		363,285,843	
広告費	166,320		815,433		981,753	
印刷費	343,217		0		343,217	
保険料	798,680		0		798,680	
通信費	4,907,871		682,162		5,590,033	
交通費	3,842,549		15,713		3,858,262	
水道光熱費	80,766,472		3,773,852		84,540,324	
会議費	31,603		0		31,603	
賃貸料	43,457,268		0		43,457,268	
支払手数料	8,922,613		461,917		9,384,530	
事務用品費	12,627,966		42,595		12,670,561	
消耗品費	5,054,195		2,164,438		7,218,633	
雑費(租税公課等)	6,634,788		0		6,634,788	
減価償却費	0		0		0	
その他(報酬・リース)	36,353,074		1,812,593		38,165,667	
一般管理費計		583,963,397		43,552,239		627,515,636
営業利益		35,742,828		-1,145,667		34,597,161
当期純利益		35,742,828		-1,145,667		34,597,161
委託料還元	3,804,280				3,804,280	
当期最終損益		31,938,548		-1,145,667		30,792,881

## 4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体  
(監査対象 葛飾区体育施設)

1 監査対象の概要

(1) 施設

体育施設 (36施設)

奥戸総合スポーツセンター、水元総合スポーツセンター、東金町運動場、渋江公園テニスコート、小菅東スポーツ公園テニスコート、小菅西公園フットサル場、上千葉公園運動場、葛飾にいじゅくみらい公園運動場、柴又少年ソフトボール場、柴又ソフトボール場、柴又野球場、柴又球技場、柴又少年野球場、第二柴又野球場、荒川小菅球技場、荒川小菅少年野球場、荒川小菅野球場、堀切橋野球場、堀切橋フットサル場、堀切橋少年硬式野球場、堀切橋少年野球場、堀切橋少年ソフトボール場、四つ木橋球技場、四つ木橋野球場、木根川橋野球場、木根川橋少年野球場、木根川橋球技場、金町公園プール、鎌倉公園プール、奥戸総合スポーツセンター駐車場、水元総合スポーツセンター駐車場、小菅西公園フットサル場駐車場、葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場、堀切橋駐車広場、木根川橋駐車広場及び第二柴又駐車広場

(2) 指定管理者

葛飾区体育施設指定管理者

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員 (代表者) 住友不動産エスフォルタ株式会社

構成員 東洋管財株式会社

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (4期・13年目)

(4) 指定管理業務

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項及び葛飾区体育施設条例第3条の2の規定に基づき、体育施設の管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

運営指針策定管理業務、スタッフ育成管理業務等

イ 施設の維持管理業務

体育施設保守管理業務、備品管理業務、修繕業務、清掃業務等

ウ 施設の運営業務

体育施設運営業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務等

エ 体育施設で実施するスポーツ事業に関する業務

(5) 所管課

教育委員会事務局生涯スポーツ課

## 2 管理運用状況の概要（令和元年度）

令和元年度は、改修工事、台風19号の影響及び新型コロナウイルス感染症対策のため、施設の利用を休止した期間があり、各事業とも、前年度よりも実績が低下している。このことについては、自然災害や感染症の影響によるもので、やむをえない側面がある。

### (1) 施設の管理運営

指定管理者が管理運営する区施設の利用者数（貸切・個人利用）は、2, 172, 446人（前年度2, 540, 997人）であった。

### (2) スポーツコース事業（自主事業）

スポーツコース事業の実施については、163コース、参加20, 073人（前年度158コース、参加者21, 621人）であった。

### (3) 利用料金収入の状況

総合スポーツセンターの利用料金収入合計（区からの減免補填分を含む。）は、383, 568, 998円（前年度421, 832, 501円）であった。

## 3 指定管理料の支払等

### (1) 指定管理料等

区は、令和元年度分の指定管理料等として、次のとおり1, 066, 867, 842円を指定管理者に対し支払った。

ア 指定管理料	686, 957, 000円
イ 利用料金減免補填分	38, 431, 811円
ウ 施設修繕費貸付金	198, 525, 000円
同 精算による返還金	△1, 832円
エ 光熱水費貸付金	180, 846, 000円
同 精算による返還金	△29, 318, 631円
オ 指定管理者からの還元金	△8, 571, 506円
差引支払合計金額	1, 066, 867, 842円

なお、上記オの指定管理者からの還元金は、葛飾区体育施設の管理に関する協定書第19条の規定及び葛飾区体育施設の管理に関する年度協定書（平成31年度）（以下「年度協定書」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり算定されている。

## ① 利用料金収入還元分

単位：円

収入見込額	(A)	373,575,000
収入実績額	(B)	383,568,998
収入実績額と収入見込額の差額 [ (B) - (A) ]	(C)	9,993,998
利用料金の区への還元額 [ (C) × 50% ]	(D)	4,996,999

## ② 自主事業収益還元分

単位：円

収益見込額	(E)	21,309,000
収益実績額	(F)	39,181,538
収益実績額と収益見込額の差額 [ (F) - (E) ]	(G)	17,872,538
自主事業収益の区への還元額 [ (G) × 20% ]	(H)	3,574,507

単位：円

還元額合計 [ (D) + (H) ]		8,571,506
---------------------	--	-----------

## (2) 損益計算書 (令和元年度)

(単位：円、税込)

区分	合計		運営・維持管理業務会計		自主事業会計	
売上高						
指定管理料	656,794,000		656,794,000			
協定変更分	30,163,000	686,957,000	30,163,000	686,957,000		
売上高						
施設利用料金収入	383,568,998		383,568,998			
自動販売機収入	15,174,446		0		15,174,446	
自主事業収入	87,781,423				87,781,423	
その他収入	20,645,854	507,170,721	996,000	384,564,998	19,649,854	122,605,723
売上高計		1,194,127,721		1,071,521,998		122,605,723
売上原価 (物販仕入等)						
販売物購入費	12,880,471	12,880,471		0	12,880,471	12,880,471
売上総利益		1,181,247,250		1,071,521,998		109,725,252
販売費及び一般管理費						
人件費	429,633,403		384,756,400		44,877,003	
消耗品費	14,254,332		12,402,721		1,851,611	
通信費	3,922,246		3,480,436		441,810	
広告費	1,564,974		1,453,417		111,557	
賃貸料	18,138,252		918,341		17,219,911	
維持管理経費	606,068,952		605,678,020		390,932	
雑費	16,161,135		14,763,044		1,398,091	
その他	25,182,904	1,114,926,198	20,930,105	1,044,382,484	4,252,799	70,543,714
営業損益		66,321,052		27,139,514		39,181,538
営業外費用 (還元額)						
施設利用料金還元	4,996,999		4,996,999	4,996,999		
自主事業還元	3,574,507	8,571,506			3,574,507	3,574,507
経常損益		57,749,546		22,142,515		35,607,031

## 4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。